危険木伐採事業委託業務仕様書	
事業の名称	令和8年度柵原総合支所駐車場危険木伐採事業
委託実施期間	契約締結日～令和９年２月２６日
事業内容	○事業実施場所 美咲町久木203-2他 美咲町　柵原総合支所　駐車場 事業量　L=50m　×　H=9m　＝　450m2 450m2の範囲以外に、立木　N=3本 ※27m高所作業車使用を想定 ○事業の目的 美咲町所有で柵原総合支所駐車場に隣接している久木203-2の立木について、倒木等の危険性があり被害を防ぐために危険木等を伐採するもの。 ○事業の内容 別紙の位置図で指定さてた範囲の危険木を含む草木を伐採する。 伐採したものは、指定した場所に移送する。 ○作業方法及び留意事項 該当作業の実施に当たり、関係機関との協議を行ったうえで、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、次の事項に留意の上、実施すること。 ① 作業従事者は、各関係機関との協議を行ったうえで、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。 ② 作業においては、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないよう表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。 ③ 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。 ④ 伐採した幹、枝等は、移送し、関係法令等に基づき廃棄処分にすること。 ⑤ 木の処分にあたり、薪燃料、チップ等に有効活用することを制限しない。 ⑥ 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。 ⑦ 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝を残すことがないよう十分配慮すること。 ⑧ 業務が完了したときは、完了したことを申出て、速やかに現地で確認を受けること。
留意事項	美咲町柵原総合支所　地域振興課と事前協議を行うこと。 伐採について、所有者は美咲町。 施業前には地域の団体に連絡をすること。